

平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 き も と
(略称 K I M O T O)
(URL <http://www.kimoto.co.jp/>)
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 木 本 和 伸
(コード番号 7908 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 鈴 木 亮 介
(TEL 03-6758-0300)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 17 日開催予定の第 56 回定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議しましたのでお知らせします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事業の拡大に伴う事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）の事業目的に追加するものであります。
- (2) 当社株券等の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下、「本施策」）は、平成 28 年 6 月 17 日をもって有効期間が満了となりますが、本施策を継続しないこととしましたので、本施策に関する規定を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 6 月 17 日（金曜日）
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 17 日（金曜日）

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする</p> <p>(1) コンピュータ出力用、設計用、印刷用、サイン・グラフィックス用等各種フィルムならびに用紙の製造および販売</p> <p>(2) 電子・電気機器用、プリント回路用、光学機器用、情報記録用、環境測定用等各種フィルムの製造および販売</p> <p>(3) 前各号に付帯する塗料、インキ、薬品、合成樹脂等の製造および販売</p> <p>(4) 航空写真および諸種図面の撮影ならびに複製に関する事業</p> <p>(5) 測量、デジタル写真測量、地図編纂、地図印刷</p> <p>(6) コンピュータ情報処理サービスならびにソフトウェアの開発および販売</p> <p>(7) 前各号に付帯する調査、研究、開発、分析、測定、評価に関する受託業務</p> <p>(8) 農産物の生産、加工および販売</p> <p>(9) 酒類の販売</p> <p><u>(10)前各号に付帯する一切の事業</u></p>	<p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6) (現行どおり)</p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p>(8) (現行どおり)</p> <p>(9) (現行どおり)</p> <p><u>(10)コンサルティング業務</u></p> <p><u>(11)前各号に付帯する一切の事業</u></p>

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会 (株券等の大量買付行為に関する対応策)</p> <p>第15条の2 当社は、<u>企業価値または株主共同の利益を確保・向上させるために定める当社の株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（第4項に定めるものをいい、以下「本対応方針」という。）について、株主総会の決議により定めることができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、本対応方針の一環として、新株予約権の無償割当てに関する事項を決定するにあたっては、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。</u></p> <p>(1) <u>本対応方針に定める一定の者（以下「非適格者」という。）が新株予約権を行使することができないものであること。</u></p> <p>(2) <u>当社が非適格者以外の者のみから新株予約権を取得し、これと引き換えに当社の株式を交付することができること。</u></p> <p>3. <u>当社は、本対応方針の有効期間満了前であっても、株主総会または取締役会のいずれかの決議によって本対応方針を廃止、変更することができる。</u></p> <p>4. <u>本対応方針とは、当社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせず、新株または新株予約権の発行を行うこと等により当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値または株主共同の利益を損なうおそれのある者による当社の株券等の大量買付またはその提案がなされる前に策定されるものをいう。</u></p>	<p>第3章 株主総会 (削除)</p>

以上